

# 救助工作車売払い一般競争入札参加要領

令和8年2月

八千代市消防本部

## ≪目 次≫

一般競争入札参加要領	2
1 入札物件	2
2 入札参加者の資格	2
3 入札の参加申込み	2
4 入札保証金及び契約保証金	3
5 入札及び開催の日時・場所	3
6 入札及び開札について	3
7 入札結果の通知	4
8 落札後の流れ	4
9 その他	5
10 問い合わせ	5

### 申込書類・入札書類等

救助工作車売払い一般競争入札参加申込書	6
誓約書	7
委任状	8
入札書	9
救助工作車売払い契約書（案）	10

# 救助工作車売払い一般競争入札参加要領

## 1 入札物件

入札に付する物件は、別紙仕様書のとおりです。

## 2 入札参加者の資格

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 救助工作車売払いを別紙仕様書のとおり確実に履行できること。
- (2) 入札公告の日において、令和6・7年度八千代市競争入札参加資格者名簿（物品）に登載があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 当該案件に係る公告の日から入札執行日までの間において、八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから公告日までの期間において2年を経過している者及び入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み

入札に参加するには事前に申込みの手続きが必要になります。

### (1) 期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月9日（月）まで

※ 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで

### (2) 場所

八千代市消防本部 警防課

八千代市大和田新田186番地

### (3) 必要書類

- ① 救助工作車売払い一般競争入札参加申込書
- ② 誓約書

### (4) 入札参加申込み完了後

添付資料等の内容を確認後、受付印を押印した「救助工作車売払い一般競争入札参加申込書」の写しを交付します。

※上記の写しは、入札の際に必要になります。（入札会場への入場用）

#### 4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除とする。

契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除とする。

- (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (4) 契約者が法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約者が売払代金を即納するとき。
- (6) 隨意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体と契約するとき。
- (8) その他市長が特に認めるとき。

#### 5 入札及び開札の日時・場所

入札及び開札の日時等は次のとおりです。

##### (1) 入札

令和 8 年 3 月 10 日（火）午前 10 時から 11 時まで  
八千代市消防本部 2 階災害対策室

##### (2) 開札

入札締切後、即時行います。

#### 6 入札及び開札について

救助工作車売払い一般競争入札参加申込書に記載された本人又は、代理人（委任状による。）が参加することができます。（関係者の入場は 2 名までとします。）

事前に定めた予定価格以上で、最も高い価格をつけた者を落札者として決定します。

なお、お支払いいただく金額は落札価格のほかにリサイクル料金 8,340 円がかかります。

##### (1) 入札について

###### ① 必要書類

ア 救助工作車売払い一般競争入札参加申込書「受付印押印済みの写し」

イ 入札書

※ 個人又は法人名・代表者名を記入した封筒に封印してください。

## ウ 委任状

※ 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人の方が入札に参加される場合は必要となります。

### ② 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く）
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合であると認められる入札
- ク 同一の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- ケ 見積内訳書の提出のない入札（ただし、あらかじめ見積内訳書の提出が必要ないと説明のあったときを除く）
- コ 入札書に記載された金額と見積内訳書の金額に相違があり、重大かつ明白な不備がある入札
- サ その他入札に関する条件に違反した者の入札

### ③ 入札に係る留意事項

ア 入札参加者は、入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することができません。

イ 入札の回数は1回とし、再度入札は実施しません。

### (2) 開札について

① 開札は、入札後直ちに入札参加者立会いのもと、当該入札事務に関係のない市職員を立会わせて行います。

② 落札者となるべき入札者が同価格により2者以上あるときは、それぞれの入札者により、くじによって落札者を決定します。

## 7 入札結果の通知

開札時において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立会った者に知らせます。入札結果については、書面にて通知します。

## 8 落札後の流れ

- (1) 落札者には入札終了後、契約に必要な書類をお渡します。
- (2) 売払い契約は、落札者の名義で、市が指定する期日までに行います。
- (3) 売払い代金は、市が発行した納付書に記載されている期限までに支払わなければなり

ません。

- (4) 落札後、落札者が契約の締結に応じない場合は、落札についてはその効力を失います。
- (5) 売払い代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、物件の引渡しがあったものとします。
- (6) 名義変更等の経費及び手続等については、入札額とは別に買受人の負担とします。

## 9 その他

- (1) 物件は、現状有姿による引渡しです。現地説明会等は行いませんので、入札希望者は必ず事前に連絡のうえ、実車を確認してください。物件に関する不知や不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (2) 一般競争入札及び契約等に関して用いる言語は、日本語とする。
- (3) 契約等に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- (4) 入札に係る必要書類は楷書で記入してください。
- (5) 記入間違いや不備などがありますと申込みが無効となる場合があります。
- (6) 契約締結後、売払い物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、売払い代金金額の請求、損害賠償の請求、契約解除又は瑕疵修補の請求をすることができません。
- (7) 入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがあります。

## 10 問い合わせ

八千代市消防本部 警防課 警防救助係

八千代市大和田新田186番地

電話 047-459-7804

## 救助工作車売払い一般競争入札参加申込書

令和　年　月　日

(あて先) 八千代市長

(申込者) 住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称及び代表者名)  
電 話 番 号

印

下記市有財産売払いの一般競争入札に参加を希望しますので、申込みます。

記

物 件 救助工作車（習志野 830 さ 1820）

(注) 1 八千代市競争入札名簿登載申請時に使用印鑑届を行った印鑑を使用してください。  
代理人使用印を届出ている場合は、その印鑑を使用してください。

受 付 印	
-------------	--

## 誓 約 書

当社は、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、八千代市が必要であると判断した場合は、八千代市が警察に照会することについて承諾します。

### 記

1 次の各号のいずれにも該当します。

- (1) 救助工作車売払いを別紙仕様書のとおり確実に履行できること。
- (2) 入札公告の日において、令和6・7年度八千代市競争入札参加資格者名簿（物品）に登載され、営業種目に車両若しくは不用品買受の登録があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 当該案件に係る公告の日から入札執行日までの間において、八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づく、指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから公告日までの期間において2年を経過している者及び入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者であること。

2 救助工作車売払い一般競争入札に係る公告及び参加要領の内容を承知のうえで参加します。

令和 年 月 日

（あて先） 八千代市長

住 所  
(所 在 地)

氏 名  
(名称及び代表者名)

印

令和 年 月 日

## 委 任 状

(あて先) 八千代市長

住 所

氏 名

印

(会社名・代表者名)

私は次の者を代理人と定め、入札物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印

入札物件

所 在 地

八千代市大和田新田186番地

### 【注意事項】

※ 法人の代表権のない方が入札に参加される場合は必要となります。

## 入札書

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

住 所 \_\_\_\_\_  
(所在地)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(名称及び代表者)

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印

次の金額で買受けたいので、入札案内書及び現地確認の上、八千代市財務規則を遵守し、入札します。

なお、八千代市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定を受ける場合においては、市議会の議決を得たときに契約が成立することを承知します。

金額			十億			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

※ 入金額の頭に¥マークを必ずご記入下さい。

物 件 救助工作車 (習志野 830 さ 1820)

## 救助工作車売払い契約書（案）

売扱人 八千代市（以下「甲」という。）と買受人落札者（以下「乙」という。）とは、救助工作車（以下「物件」という。）の売払いについて、八千代市財務規則に基づき、次の条項により契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

### （売払い物件及び危険負担等）

第2条 甲は、その所有する物件を乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。また、乙は売払い物件が本契約締結後、引渡しまでの間に、甲の責めに帰すことの出来ない事由により、物件が滅失または毀損した場合には、甲に対して売払い代金の減免、若しくは損害賠償の請求または契約の解除をする事ができない。

### （物件の売払い代金）

第3条 売払い代金は、金 入札金額+リサイクル料金 円とする。

### （現状有姿による譲渡）

第4条 甲は、本物件を現状有姿にて譲渡するものとする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除とする。

- 1 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- 3 契約者が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- 4 契約者が法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供了したとき。
- 5 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約者が売払代金を即納するとき。

- 6 隨意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 7 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体と契約するとき。
- 8 その他市長が特に認めるとき。

(売払い代金の納付)

第6条 乙は、第3条に定める売払い代金を、甲が指定する期日(納入通知書発行日より30日以内)までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に一括納付しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売払い物件の所有権は、乙が売払い代金を全額支払ったときに、乙に移転するものとする。

(売払い物件の引渡し等)

第8条 甲は、乙の売払い代金全額の支払いを確認した後に、売払い物件を引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第9条 受注者は、この契約締結後、売払い物件の種類、品質又は数量について

契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）であることを発見しても、売払い代金の減額、追完の請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしに本契約を解除することができる。

(返還金等)

第11条 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、乙の支払った売払い代金を乙が指定する金融機関の乙名義の口座に振り込むものとする。この場合において、返還する売払い代金には、利子を付さないものとする。

2 売払い契約に要した費用、売払い物件に関し支出した必要経費、有益費その他乙が負担した一切の費用は、返還しないものとする。

(乙の原状回復義務等)

第12条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売扱い物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売扱い物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売扱い物件を甲に返還するときは、甲の指定する日までに当該売扱い物件の所有権移転登記の抹消登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害に相当する金額を請求できるものとする。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする（契約印紙代も含む）。

(公租公課の負担)

第15条 売扱い物件に賦課される公租公課において、引渡し以後、乙を義務者として課されるものについては乙の負担とする。

(違約金)

第16条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、売扱い代金の100分の30に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、本契約書第13条に定める損害賠償額の一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告なしに本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員または支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償または補償をすることを要しない。
- 3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(疑義の決定)

第18条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事由が生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議のうえ決定する。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関する訴訟は、八千代市役所の所在地を管轄する千葉地方裁判所に提訴するものとする。

(特記事項)

第20条 乙は、物件案内書（「救助工作車売払い一般競争入札参加要領」及び「救助工作車売払い仕様書」等）に記載された売払い条件などの内容を承諾のうえ、本契約を締結するものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県八千代市大和田新田312番地の5  
八千代市  
八千代市長 服 部 友 則

乙（落札者）